

生物多様性ひょうご戦略 改定骨子

生物多様性ひょうご戦略の概要

生物多様性とは？生態系・種・遺伝子の多様性のそれぞれの説明をわかりやすく見直し
 戦略と他の施策、計画等との位置付けを図表化し付け加える。
 兵庫県版レッドデータブックでみる生物多様性の劣化 最新のデータを加える。
 その他も今回の改定に合わせて修正すべき箇所を見直します。

第1章 戦略策定にあたって

1 戦略の理念と目標

(1) 理念

現行の「すべてのいのちが共生する兵庫を私たちの手で未来へ」を継続して理念とする。

(2) 目標

いのちの大切さを基本に、参画と協働のもとで多様な生物を育む社会
人の営みと自然が調和し、多様な生物のいのちのつながりと恵みが循環・持続する社会
地域性豊かな自然と文化を守り育てる社会

目標についても、本戦略を通じた社会実現を目指す普遍的なものなので現行どおりとし、旧第5章を一番前に記載する。

2 戦略策定の趣旨

「(1) 背景」は、兵庫県の自然環境の状況説明から生物多様性の考察へとつなげている。現行のままとする。

「(2) これまでの取組」は、平成21年3月までの経緯。「生物多様性ひょうご戦略」の策定を追記する。

「(3) 戦略の必要性」は、戦略そのものの必要性を説明。この理由に変更はないので、現行のままとする。

3 戦略策定の目的

普遍的な概念であるため、現行のとおり。

4 戦略の性格

法的な位置付けを説明しているものであり、現行のとおり。

5 戦略の期間

戦略の期間は改定までの記載であるため、今回の改定を追記する必要がある。時点修正する。また、「ひょうご戦略の特徴」は、策定手法、取組の特徴等で変更すべきところは見直します。

6 戦略の改定(新規)

今回の改定の概要を追記する。

生物多様性ひょうご戦略の構成
改定内容に合わせて修正する。

第2章 生物多様性を取りまく情勢

1 生物多様性とは

「生物多様性条約」で示された「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の3つの説明をわかりやすく見直す。

2 生物多様性がすべての生物にもたらす恵み

第2章の「2 生物多様性がすべての生物にもたらす恵み」は現行どおり。

生物多様性を守り、生物多様性に大きな影響を与えることがないように持続可能なかたちで利用していく必要がある。

(1) 生物が生み出すきれいな空気と水の供給

植物等が行う光合成により酸素を生み出し生命を支えている。さらに、植物等の生物は水や空気を浄化する機能も有している。

(2) 食料の供給

私たちが毎日食べているものは、農林水産業を通じて供給されます。生物多様性の保全・再生を図っていくうえで、農林水産業の果たす役割が極めて大きく、不適切な農薬、過度な科学肥料の使用を改めるなど、生物多様性の視点を重視した農林水産業を発展させていくことが重要である。

(3) 燃料の供給

多様な生物が存在することで、バイオ資源として利用可能な生物の生息・生育環境が守られ、新たなバイオ燃料開発の可能性が生じる。

(4) 薬品資源の供給

現在使われている医薬品の約40%は、動植物や微生物の機能を利用して作られている。

(5) 環境形成機能と防災機能

生物の活動が、我々人類を含む生物自信に良好な環境を形成している。また、急斜面の多い日本では、森林の樹木や下草の根が、防災林の役割を担っている。

(6) 文化を育む

生物多様性の豊かさに恵まれた日本では、多彩な文化を形成してきました。今こそ、限りある資源を大切にしてきた伝統的な知恵や自然観を再考すべき時である。

日本人の自然観（自然の中に神が宿る）、食文化（地域の特色ある食文化として定着）、レクリエーションや安らぎ（生物がつくり出す多彩な自然は、多様なレクリエーション活動を可能にする）

3 生物多様性の危機

生物多様性の危機は、国家戦略において「地球温暖化による危機」が第4の危機（地球環境の変化による危機）と見直しされているため改定する。

(1) 人間活動や開発による危機

人間活動や開発などによる生物多様性への影響

(2) 人間活動の縮小による危機

人間活動の縮小による生物多様性の危機が森林以外の他の生態系でも高まっている。

(3) 人間により持ち込まれたものによる危機

一部の外来生物により、捕食されて絶滅に追いやられたり、生息・生育地を奪われたりしている在来種が増加している。

また、化学物質による生態系への影響についても適切にリスク評価を行い、これを踏まえたりリスク管理を行うことも必要になっている。

(4) 地球環境の変化による危機（新規）

地球温暖化や海洋酸性化といった地球環境の変化による生物多様性への影響が危惧されている。

4 生物多様性に関する国内外の動向

(1) 生物多様性条約と国家戦略

平成4年の国連環境開発会議(地球サミット)で「生物の多様性に関する条約」(生物多様性条約)が採択されてからの動向を説明。

COP10以降の動向を追記する。

(2) 生物多様性基本法

生物多様性保全の推進には、地域の主体的な取組が不可欠であるとの観点から、地域戦略の策定を促している。

(3) G8環境大臣会合の開催

議長が提案した「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」にG8各国が合意した。

(4) COP10（愛知県）の開催（新規）

平成22年10月愛知県で開催されたCOP10において、愛知目標が採択された。

(5) 生物多様性地域連携促進法（新規）

地域における多様な主体が有機的に連携して行う生物の多様性の保全のための活動を促進する。

第2章は生物多様性を取りまく全体的な状況説明なので、基本的には現行どおりとする。

ただし、戦略策定後に開催されたCOP10等について追記する。

第3章 ひょうごの生物多様性

1 自然環境

(1) 地形・地質・気候

(2) 兵庫県の地質時代の生物多様性～兵庫県産化石からわかること～

(3) 現在の生物多様性

植物

植生

ほ乳類

鳥類

爬虫類

両生類

汽水・淡水産魚類

昆虫類

海洋生物

2 風景・景観、特産物、伝統文化、伝統工芸

(1) 風景・景観

(2) 特産物・伝統工芸・伝統文化

第3章は、兵庫県の生物多様性をまとめたものであるが、専門的な記述も多く、一般的にわかりにくい部分もあることから、国家戦略の見直しのポイントでもある見やすく、わかりやすい文書に修正する。

第4章 生物多様性の取組と行動計画

1 生物多様性を保全・再生する取組

(1) 県の取組

保全・創造のための条例等の整備

「自然公園条例（昭和 38 年）」の制定に始まり、平成 7 年には「環境の保全と創造に関する条例」を制定した。

保全すべき地域の指定、緑地等の面的・量的拡大、景観形成や土地利用の調和、ヒートアイランド等都市環境問題への対応、環境影響評価制度など様々な規制によって生物多様性を保全・再生する取組を促進した。

兵庫ビオトーププランの策定

平成 7 年に策定した「兵庫ビオトーププラン」は、兵庫県内の生き物と生息場所の環境特性をまとめている。これ以降の計画・事業では、「生物多様性」の概念や文言も盛り込まれるようになってきた。

自然環境に配慮した事業の展開

森林は、県民共通の財産であり、多様な動植物の保全、景観形成、レクリエーション的利用を図る観点から里山の整備を進め、様々な計画や事業の取組がなされている。

河川では、「治水・利水」「水文化・景観」「生態系」「親水」を柱として、人と自然が共生する川づくりの取組を推進している。

沿岸、海洋では、「適切に人の手が加えられ続けることによって高いレベルの生物多様性と生物生産性が維持された豊かで美しい海域」を取り戻す「里海づくり」を進めている。

ため池、田園、里地では、生物の生息環境となるビオトープ水路、水路と水田をつなぐ水田魚道の設置など環境に配慮した農地整備を推進するとともに、有機質資材による土づくりや化学肥料・農薬の使用低減を一体的に行う環境創造型農業の促

進などにより、水田に生息する生き物を育む農法を推進している。

都市地域における特徴的な取組として、「尼崎21世紀の森づくり」が挙げられる。水と緑豊かな環境の創出をめざして住民、企業等と連携した各種活動に取り組んでいる。関係機関と調整のうえ更新すべきところは改定する。

野生生物の保護と管理

兵庫県版レッドデータブックは、大規模工事の環境影響評価の際の参考資料として、また、自然改変を伴う開発等における野生生物や自然生態系保全のための基礎資料として活用されている。

平成19年4月に森林動物研究センターを設置し、人と野生動物、森林等自然環境の豊かな共存をめざし、野生動物の生息管理、個体数管理、被害管理を総合的、計画的かつ科学的に進める“ワイルドライフ・マネジメント”を推進するとともに、「鳥獣の保護管理及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく狩猟の適正化を図っている。

外来生物対策

平成16年、侵略的な外来生物による被害を予防するための「外来生物法」が制定された。「兵庫県の外来生物対策に向けた提案」をまとめ、外来生物被害の防止対策を進めている。

「兵庫県アライグマ防除指針」や「第10次鳥獣保護事業計画」では、外来鳥獣を放獣しないように県民への指導を進めること、特定外来生物を積極的に排除することを盛り込んだ。

環境学習・教育の推進

次代を担う子供たちが、環境との関わり方、人や生き物の生命の大切さを学ぶことができるよう、農地や森林を活用した環境学習・教育を計画的に実施している。

平成18年には、「兵庫県環境学習環境教育基本方針」を策定し、この方針に基づき事業展開している。

(2) 市町の取組

市町における生物多様性の保全・再生の取組には、市町域における自然環境の保全・再生に関する計画の策定、NPOとタイアップした動植物調査とその結果をもとにした自然マップの作成、都市公園内での野鳥等の観察会の開催などがある。

(3) NPO等の取組

県内各地では、200を超えるNPO等の活動団体が生物多様性の保全・再生活動に取り組んでいる。

森、里、川、都市、海、横断的、国際的な取組など様々な取組が展開されている。

(4) 企業の取組

「企業は地球が育てる」「地域とともに歩む企業」との認識のもと、より積極的に社会貢献していこうとする企業のCSR活動が活発化している。

2—これまでの取組の評価

—(1) 人間活動や開発による危機への対応

生物多様性保全のための規制と生物情報整備の実施が重要となっている。

—(2) 人間活動の縮小による危機への対応

——参画と協働の推進による生物多様性の保全・再生活動の自主的な取組をさらに高度化、多様化する仕組みづくりを進めることが重要となる。

(3) 人間により持ち込まれた生物による危機への対応

生息・生育地が拡大している外来生物対策としては部分的な取組にとどまっており、今後、外来生物対策の重要性などについて県民の理解を深め、さらなる取組強化を図っていくことが重要である。

(4) 地球温暖化による危機への対応

「新兵庫県地球温暖化防止推進計画（H12～）」に基づき、地球温暖化防止対策を実施している。

3—これまでの取組の課題

(1) 県・市町の取組をさらに進めるための課題

多様な生物の生息状況や保全技術などの情報整備が必要である。
事業計画の立案や事業実施方法等について、専門家のアドバイスを受けることができる体制の整備が必要である。そして、事業間及び事業とNPO等の連携を強化して、生態系の連続性を確保することが必要である。

(2) NPO等の取組をさらに進めるための課題

活動を継続していくための資金や活動人員の確保できる仕組みづくりが必要である。
活動に対する地権者等の理解を深めて活動場所をスムーズに確保できるようにすることが必要である。
活動のレベルアップのために、専門家のアドバイスを受けたり、他団体と交流する機会を提供することが必要である。

(3) 企業の取組を促進するための課題

CSR活動の場所や活動指導者を斡旋する仕組みが必要である。
生物多様性に対する社会的認知度を高めて、企業が事業活動の中で生物多様性に配慮する環境を整備することが必要である。

(4) 生物多様性に配慮した農林水産業をさらに推進するための課題

農林水産業の効率的経営と生物多様性保全の取組を両立するための支援強化が必要である。
農林水産業に被害を与えている野生動物の適切な保護管理が必要である。

(5) 県民の主体的な行動を促進するための課題

県民一人ひとりの生物多様性に関する理解を深め、生物多様性に配慮した物品を優先的に消費する行動や生物多様性の保全活動に積極的に参加する行動に結びつけていく必要がある。

第4章は、関係機関の施策、事業が関係していることから、関係機関と調整のうえ、時点修正すべきところは反映する。

2 5年間の行動計画の評価と課題【新規】

戦略策定後の5年間の評価と課題を整理する。そのうえで新たな行動計画を策定する。

3 各主体の役割

行政の役割、NPO等活動団体の役割、企業の役割、農林水産業の役割、県民の役割
生物多様性の推進は、さまざまな主体が協働して取り組むことの重要性は変わらない。

4 行動の視点

多様な主体の参画と協働による支えあい
人の営みと自然との共生
地域の特性を活かす

行動の視点も普遍的なものであるため、現行どおりとする。

5 新たな県の行動計画【新規】

(1) すべての事業で生物多様性の視点を持つことができる仕組みの確立

生物多様性配慮指針の作成

平成21・22年度で作成済み。新たな事例、活用方策等について記載する。

新たなレッドデータブックの策定

新たなレッドデータブックの策定は平成28年まで続く、今後の策定状況を記載する。

外来生物対策の推進

ブラックリスト(要注意外来生物リスト)、外来生物駆除マニュアルは作成済み。
その活用方策等について記載する。

生物多様性アドバイザーの設置

生物多様性アドバイザーは設置済みのため、その拡充と活用方策等について記載する。

(2) 参画と協働による生物多様性保全活動の推進

NPO等の活動支援

NPO等が地域住民や県民、企業等に対して活動の意義や活動内容をアピールする活動報告会等の機会を提供する。

生物多様性の重要性に関する県民等への普及啓発

県民が生物多様性に関する取組に気軽に参加したり、実践できるように、活動内容や実施場所等の情報を発信する。

企業のCSR活動等への支援

企業が継続的に実施している生物多様性保全に関する事業活動を広く普及啓発することにより、生物多様性に貢献する企業のイメージアップを支援する。

(3) 人の営みと生物多様性の調和の推進

生物多様性に配慮した農林水産業の振興と企業活動の推進

生物多様性を保全できる良好な生産環境を維持した産業を振興することにより、安全、安心な産物の供給や企業活動と生物多様性の調和を実現する。

野生動物の保護管理の推進

科学的な根拠に基づき、「個体数管理・被害管理・生息地管理」を総合的・計画的に進める拠点となる森林動物研究センターを中心に保護管理を着実に進めていく。

遺伝子資源の適正利用の推進

有用植物等の遺伝情報や機能に関する知見を収集・保存し、試験研究を推進して

いく。

遺伝子資源の科学的知見に関する情報を県民に提供する。

防災機能と生物多様性との調和の推進

森林や水田等における防災のための事業やNPO等の活動が生物多様性と調和したものとなるような技術開発を進めていく。

地球温暖化への対応

地球温暖化対策としては、「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」(平成18年7月改定)に基づき、取組を推進していく。

(4) 行動計画を支える基盤整備

生物多様性支援拠点の整備

生物多様性保全のための予防的措置の充実

生物多様性に係る重要地域保全のための国際的な仕組の活用

(5) 県の行動計画と愛知目標

愛知目標達成に向けた県の取組

愛知目標と県行動計画の対応

旧第6章は、関係機関との調整及び見直し、新たな視点も加えた改定とし、旧第4章に加える。

第5章 戦略の効果的推進

1 戦略の推進体制

2 行動計画の行程表・数値目標及び点検評価

市町の戦略の策定状況を数値目標として記載

第6章行動計画の見直しに伴い、推進体制、行程表、数値目標及び点検評価を見直しする。

資料編

1 用語解説

2 県・市町・NPOの取組

参考資料

資料1

：兵庫県環境審議会自然環境部会及び生物多様性ひょうご戦略検討小委員会 委員名簿

資料2

：兵庫県環境審議会自然環境部会及び生物多様性ひょうご戦略検討小委員会 審議経過

資料3

：執筆協力者